

ID: 309

担当部署: 農業委員会事務局

処分の概要	農用地の一時貸付に係る事業参加資格の認定		
法令名 根拠条項	土地改良法 第3条第3項		
法令番号	昭和24年法律第195号		
【基準】 法第3条第3項の規定による。 （土地改良事業に参加する資格） 第3条 3 前2項の規定の適用については、賃貸人又は貸主が、疾病その他農林水産省令で定める事由によつて当該農用地につき自ら耕作又は養畜の業務を営むことができないため、一時その農用地を他人に貸し付け、その耕作又は養畜の業務の目的に供した場合において、農業委員会が、政令で定めるところにより、その賃貸人又は貸主が近く自ら耕作又は養畜の業務を営むものと認め、かつ、これを相当と認めるときは、その賃貸人又は貸主をその農用地につき権原に基づき耕作又は養畜の業務を営む者とみなす。 省令第5条 （一時耕作の場合の自作不能の事由） 第5条 法第3条第3項の農林水産省令で定める事由は、次に掲げるものとする。 (1) 就学 (2) 選挙による公務就任その他の事由で農業委員会が自ら耕作又は養畜の業務を営まないことをやむなくさせた事由と認めたもの 政令第1条の6 （一時耕作の場合の認定） 第1条の6 農業委員会は、法第3条第3項の規定による認定をしたときは、遅滞なく、その旨を公告し、かつ、当該認定に係る賃貸人又は貸主に通知しなければならない。			
標準処理期間	7日		
備考			
設定年月日	令和3年10月1日	最終変更年月日	年 月 日